

無効等確認の訴え（第3条第4項、第36条関係）についての検討課題

(参照条文)

(抗告訴訟)

行政事件訴訟法第3条第4項 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

(無効等確認の訴えの原告適格)

行政事件訴訟法第36条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分又は裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる。

これまでの議論及びさらに検討すべき課題

行政事件訴訟法第36条の解釈につき、「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者」であっても、「当該処分又は裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」という要件を満たす必要があるとする一元説と、「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者」については「当該処分又は裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」という要件を満たす必要はないとする二元説の争いがある。

判例は、行政事件訴訟法第36条にいう「その効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」とは、当該処分に基づいて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によってはその処分のため被っている不利益を排除することができな

い場合はもとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、上記の当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えの方がより直接的で適切な争訟形態であるとみるべき場合をも意味するとしている。

無効等確認の訴えの原告適格について規定する行政事件訴訟法第 36 条については、民事訴訟としての確認の訴えに比べ訴えの利益を制限しているのではないかとして規定の必要性に疑問を呈する意見、規定を削除する必要はないとの意見などがあった。

検討が必要と思われる問題点

無効等確認の訴えの原告適格につき、一元説と二元説の対立を解消するために立法上の手当てをする必要があるか。

無効等確認の訴えの原告適格について、判例の解釈・運用によることとすれば立法上の手当は不要であるといえるか。

無効等確認の訴えの原告適格は、通常の民事訴訟における確認の利益よりも狭く制限されているとの見解に立ち、通常の民事訴訟における確認の利益と同一とする趣旨で、「当該処分又は裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り」との限定を削除すべきであるとの考え方についてどのように考えるか。

と同様、無効等確認の訴えの原告適格について、民事訴訟の確認の利益と同一とすべきであるとの考え方に立って、そうであるとすれば、行政訴訟について特別の規定を置く必要はないとして、無効等確認の訴えの原告適格を定める規定を削除すべきであるとの考え方についてどのように考えるか。

無効等確認の訴えの原告適格について定める規定を削除することとする場合、行政の行為の無効等の確認を求めたときに、確認の対象が過去の法律関係ない

し事実の確認であるということから確認の利益がおよそ認められないという解釈がされるおそれはないか、そのため、確認の利益がある場合には、処分又は裁決の存否又は効力の有無に関する確認の訴えであっても提起することができることを確認的に規定する必要はないか。

無効等確認の訴えの対象については、現行法において無効等確認の訴えが抗告訴訟の一類型とされている点についてどのように考えるか、その際、無効等確認の訴えの対象が取消訴訟の対象と同一でよいかどうか、その他の確認訴訟との関係をどう考えるか、取消訴訟と無効等確認の訴えの役割分担などについても検討が必要ではないか。